

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月3日

静岡県議会議長 山田 誠

静岡県議会規則第1号

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則

静岡県議会会議規則（昭和31年静岡県議会規則）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、 <u>育児、介護その他のやむを得ない事由</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。